

営業の方法

営業所の名称

営業所の所在地

営業時間	午前		午前		
	時	分から	時	分まで	
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）				
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない ①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法				
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない ①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法				
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法				
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容				
	時間帯	午前	午前	午後	午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容				

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なもの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主ものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショウ、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。